

議案第 32 号

君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

各種行政手続に情報通信技術を積極的に活用することにより、市民のより一層の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図る「デジタル市役所」の実現に向け、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項を規定するため、君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 21 年君津市条例第 18 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 21 年君津市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

君津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条第 1 号中「条例及び規則等」を「市の条例及び規則等（市の規則及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程その他の市の機関が定める規程をいう。以下同じ。）」に、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）」を「同法」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「地方自治法第 2 編第 7 章の規定により設置される本市の執行機関、本市の議会」を「市長その他の執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくは議会」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 9 条を第 11 条とする。

第 8 条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「、少なくとも毎年度 1 回」を削り、「して」を「する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「方法により」の次に「随時」を加え、同条を第 10 条とする。

第 7 条を削る。

第 6 条第 1 項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定され

ている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「市の機関は、作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（添付書面等の省略）

第8条 市の機関は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第9条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第5条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のそ

の方法が規定されている」に改め、「ところにより、」の次に「規則等で定める」を加え、「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「する書面等」を「する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「市の機関は、処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ところにより、」の次に「規則等で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「する書面等」を「する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電

子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（情報システムの整備）

第3条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システムを総合的かつ計画的に整備するものとする。

2 市の機関は、前項の情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直し

を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<u>君津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> <u>(目的)</u> 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、<u>情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 <u>市の条例及び規則等（市の規則及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程その他の市の機関が定める規程をいう。以下同じ。）並びに同法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例並びに千葉県知事及び千葉県教育委員会の規則をいう。</u> (2) 市の機関 <u>市長その他の執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくは議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</u>	<u>君津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> <u>(目的)</u> 第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 <u>条例及び規則等</u> <u>並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例並びに千葉県知事及び千葉県教育委員会の規則をいう。</u> (2) 規則等 <u>規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び議会の規程をいう。</u> (3) 市の機関 <u>地方自治法第2編第7章の規定により設置される本市の執行機関、本市の議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</u>

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(情報システムの整備)

第3条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システムを総合的かつ計画的に整備するものとする。

2 市の機関は、前項の情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わ

(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により 書面等により行うこととしている ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう を使用して 行わ

せることができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の
条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。
- 5 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があ

せることができる。

- 2 前項の規定 _____ により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、 _____ 当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定 _____ により行われた申請等は、同項の _____ 市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

る場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織

を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の
条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしている

ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備

えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 市の機関は、処分通知等のうち _____ 当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって _____ 代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、 _____ 当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により _____ 行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた

えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により _____ 署名等を行うこととしているもの

_____ については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって 当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により _____ 書面等により行うこととしている _____ もの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、 書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定 _____ により行われた

縦覧等については、当該縦覧等に関する他の
 _____ 条例等の規定により _____ 書面等により行われた
 ものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の
 規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第7条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の
規定において書面等により行うことが規定されているものについて
 は、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、
 _____ 当該書面等に係る電磁的記録により _____ 行
 うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等
に関する他の _____ 条例等の規
定により _____ 書面等により行われたものとみなして、当該条例等そ
の他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 市の機関は、作成等のうち _____ 当該作成等に関する他の条
例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1
項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該
 条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であ
 って規則等で定めるものをもって _____ 代えることができ
 る。

(添付書面等の省略)

第8条 市の機関は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規
則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定
において当該申請等に際し添付することが規定されているものにつ
いては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等
をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用

縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定
した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われた
 ものとみなして、 _____ 当該縦覧等に関する条例等の
 規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の
規定により _____ 書面等により行うこととしている _____ ものについて
 は、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、
書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行
うことができる。

2 前項の規定 _____ により行われた作成等については、当該作成等
を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規
定に規定する書面等により行われたものとみなして、 _____
_____ 当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条
例等の規定により _____ 署名等をすることとしているもの _____
 _____ については、当該
 条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であ
 って規則等で定めるものをもって 当該署名等に代えることができ
 る。

その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第9条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は_____、市の機関が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した

(市の手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して_____行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用

行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第 1 1 条 省略

_____に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により____公表するものとする。

(委任)

第 9 条 省略